

文京区補助金等チェックシート

所属 土木部みどり公園課

1 補助金の名称等

29年度調査

補助金の名称	保護樹木等の補助金								
根拠規定等	文京区保護樹木・樹林に係る補助金交付要綱								
創設年月	昭和	59	年	5	月	経過年数 〔自動計算〕	32年	終了予定年月	
直近の見直し年月	平成		年		月	経過年数 〔自動計算〕			
見直しの内容									
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	実施計画事業番号			
	08 土木費	03 公園緑地費	05 緑化事業費	01 緑化推進	03 樹木・樹林の保護育成	-			
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	区民の健康及び快適な都市生活を維持するため、みどりの保護と育成を通じて、豊かな自然環境を確保することを目的とする。						
補助事業等の内容	保護樹木の剪定等に要した費用の一部を補助金として交付する。						
補助対象経費の内容	保護樹木等の剪定等に要した経費（所有者の敷地を越えて行う保護樹木の剪定等については、補助金の交付対象から除く）						
補助事業者等	<input checked="" type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input checked="" type="checkbox"/> その他						
	[特定の相手方に補助している場合は具体的に記入] 保護樹木等の所有者、管理者等						
補助金の算出	<input checked="" type="checkbox"/> 定率 [補助率 1/2(上限あり)] <input type="checkbox"/> 定額 [補助額]						
	<input type="checkbox"/> 補助単価 [補助単価 単位] <input type="checkbox"/> 規定なし <input checked="" type="checkbox"/> その他						
	[その他の場合は具体的に記入]						
公募の状況	・当該樹木に対する補助は3年度に1回とする。 ・樹木の直径に応じて、6・9・15万円の上限を設定する。 ・樹林の面積に応じて、10・20・30万円の上限を設定する。 ・所有者1人の1年度当たりの補助金額の合計は30万円の上限とする。 [定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入]						
実績報告書時における 用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他 [措置前後の写真]						
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独 <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		負担割合	区 1/2	国 -	都 -	補助対象者 1/2
			上乗せの内容・理由				

3 補助金の交付の適否に関する基準 [A:適合している、B:適合していない、C非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	環境保全につながるため
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	文京区緑の基本計画で対象となっている
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	みどりの保護と育成のため
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	B	樹木の管理は本来所有者が行うため
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	要綱で定めている
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	要綱で定めている
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	樹木の樹種や剪定方法は多岐に渡るため
	補助金の交付による効果が認められるか	A	みどりの保護と育成に役立っている
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	みどりの保護と育成に有効である
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	区内の樹木・樹林の保護と育成を維持している
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか		
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか		
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か		

4 交付実績

(件、千円)

項目	26年度(決算)	27年度(決算)	28年度(決算)	29年度(予算)
交付(見込み)件数	54	54	37	74
決算(予算)額	5,366	4,913	4,140	6,070
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	5,366	4,913	4,140	6,070
28年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	保護樹木37件(67本)、保護樹林4件(5,940㎡)			

5 課題及び今後の方向性

29年度より、所有者の敷地を越えて行う保護樹木の剪定等については、補助金の交付の対象から除くものとする。